

四街道市新総合計画策定方針

平成24年3月

四街道市

【目 次】

1. 新総合計画策定の趣旨	1
2. 基本構想の位置付け	1
3. 策定の視点	1
4. 新総合計画の構成	2
5. 目標年次及び計画期間	3
6. 策定体制	4

1. 新総合計画策定の趣旨

四街道市は、少子化・高齢化により将来的に見込まれる人口の減少や人口構成の不均衡への対応並びに東日本大震災により必要性の高まる災害対応や防災対策の再構築を図る必要が生じたことから、それらをはじめとした社会状況の変化に的確に対応するため、新たな総合計画「(仮称)四街道市新総合計画」(以下「新総合計画」という。)の策定を行うものとする。

2. 基本構想の位置付け

新総合計画を構成することとなる基本構想については、平成23年の地方自治法の改正により、策定を義務付ける規定が廃止され、法的位置付けを喪失したところであるが、基本構想が市政の長期的ビジョンを示すものであり、計画的な市政の推進に重要な指針となるものであること、また、市政運営の一体性の観点から、政策体系上、市政の各政策分野に渡る諸計画の最上位の方針として位置付けられるものであることから、引き続き明確な位置付けを付与し、継続的な市政運営に資する必要がある。このため、基本構想の位置付け、策定等を規定する条例の制定を目指すものとする。

3. 策定の視点

新総合計画は、次に掲げる視点に基づき策定するものとする。

(1) 社会状況・市民ニーズの十分な把握・分析

社会・経済・財政状況等、当市を取り巻く様々な環境や状況の変化及び市民意識調査に基づく市民ニーズを的確に把握・分析し、課題を認識した上で、課題に的確に対応する計画を策定する。

特に、市の持続可能なまちづくりに大きな影響を及ぼす少子化・高齢化による人口の減少や人口構成の不均衡への対応、また、東日本大震災により市民ニーズや広域的観点から必要性の高まる災害対応や防災対策については、大きな課題として捉え、十分な検討を行い、計画の中で明確な方向性を示すものとする。

(2) 充実した市民参加

総合計画の策定については、四街道市市民参加条例第6条第1項第1号に規定する行政活動に該当し、市民参加手続の対象となるものであることから、条例を遵守し、市民参加手続を実施するものとなる。

なお、総合計画は、市政の長期的ビジョンとそれに基づく施策を定める重要な計画であることから、策定過程における透明性の確保や市民の意見・意向の把握、市民の市政への参加促進を図る意味からも充実した市民参加を実施するものとする。

(3) 実効性のある計画

行財政マネジメントの基礎となる総合計画と予算、行政評価が有機的に連携する行財政管理システムを構築することにより、実効性の高い計画とする。

4. 新総合計画の構成

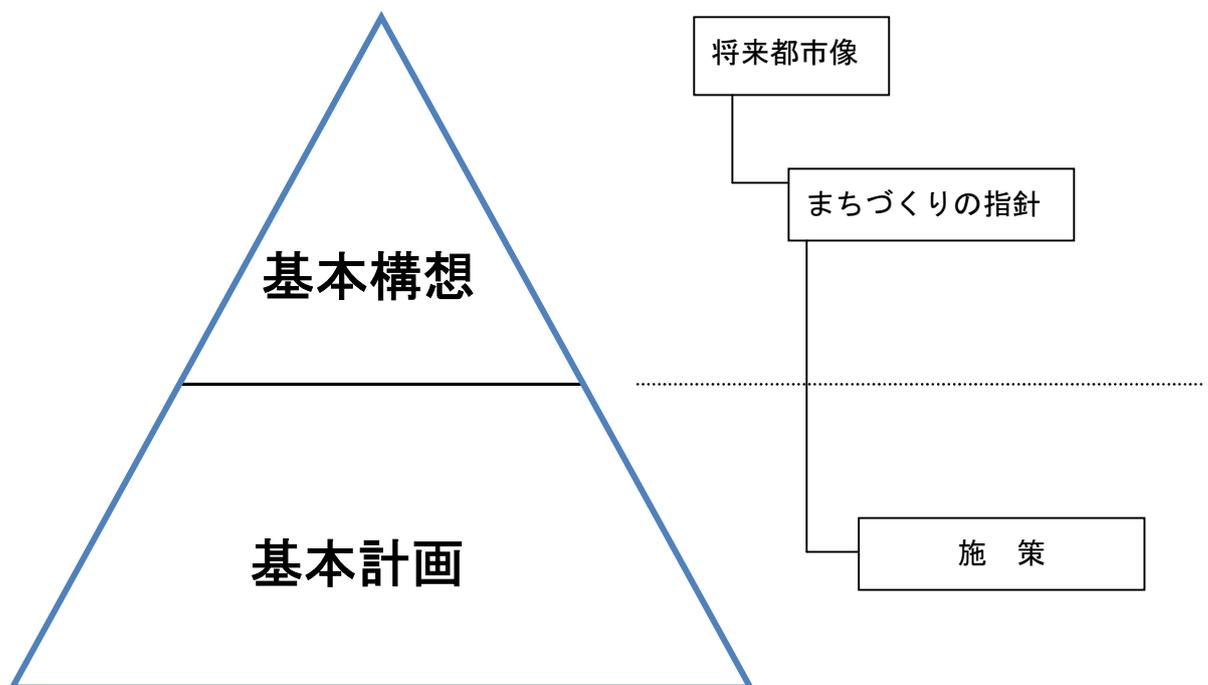
新総合計画は、市の最上位の計画として位置付け、次のとおり基本構想と基本計画から構成するものとする。

○基本構想

市政の長期的ビジョンを示すものであり、将来都市像など、目指すべきまちづくりの方向性を示すものである。

○基本計画

基本構想に基づき、その実現に向け方向性を明らかにするとともに、各部門の施策を体系的に定めるものである。

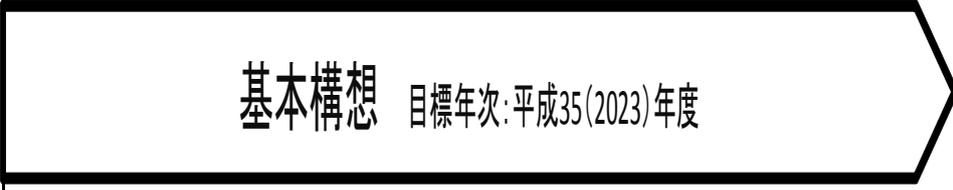


※ 新総合計画の計画的かつ効果的な推進を図るため、基本計画で示した施策の目標を達成するための具体的な事業計画を明示する実施計画を作成する。

実施計画は、3年計画とし、事業の進捗状況や財政状況を踏まえながら、基本計画の期間内において毎年度見直しを行うものとする。

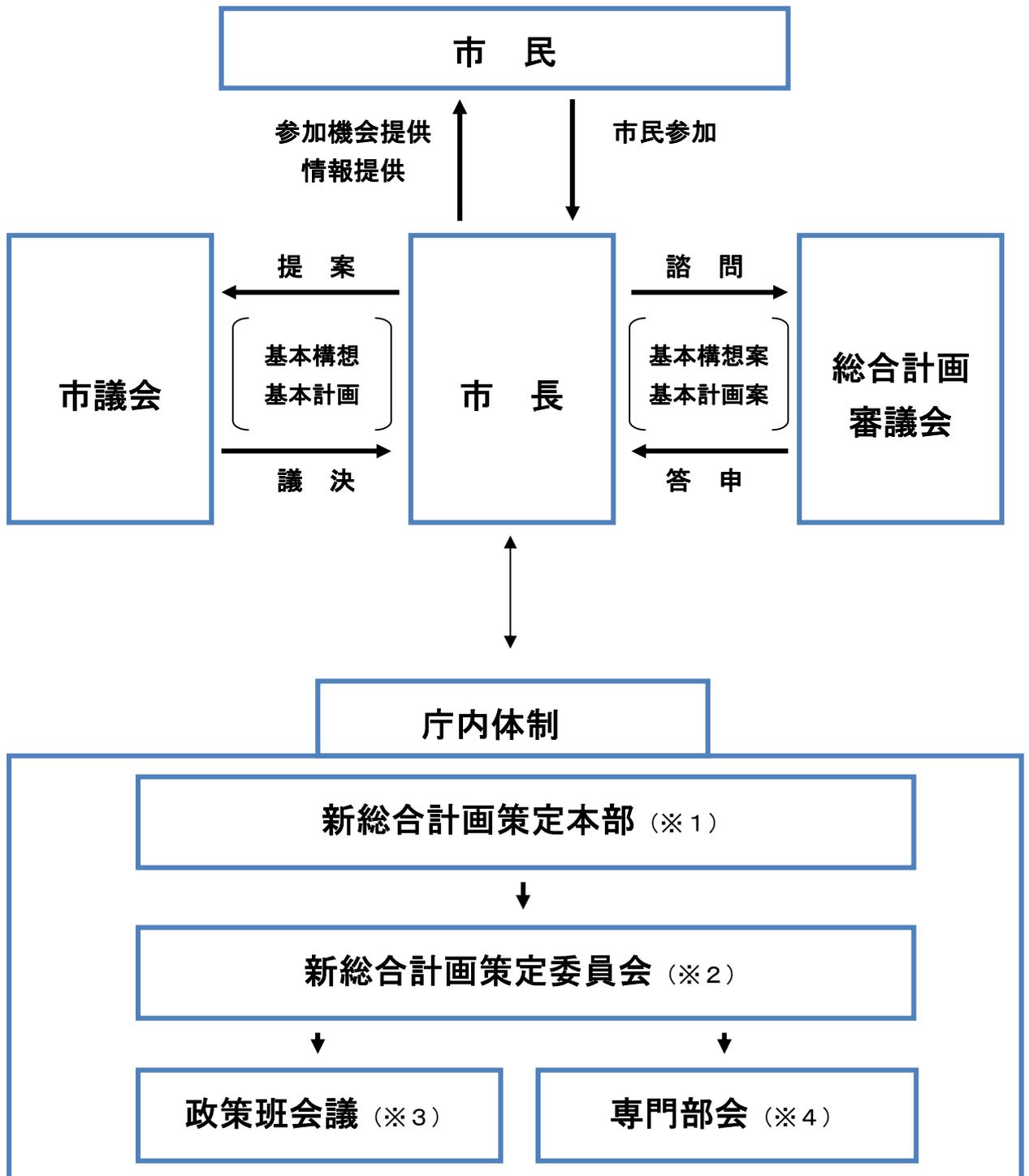
5. 目標年次及び計画期間

基本構想の期間は、平成26年度から35年度の10年間とする。また、基本計画は、基本構想期間を「前期」と「後期」の2期に分け、「前期」については、平成26年度から30年度の5年間とする。

年度	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
基本構想 (10年)										
基本計画 (前期5年) (後期5年)										
										

6. 策定体制

新総合計画の策定に当たっては、総合計画審議会をはじめとした多様かつ充実した市民参加を推進するとともに、市議会への情報提供や協議を行い、意見の把握に努めながら、市民意見を十分に反映した計画の策定を目指す。また、全庁が一体となって策定に関与することにより、計画の実現性と精度を高めるため、庁内推進体制を整備する。策定体制は次のとおりとする。



新総合計画策定本部（※ 1）

市長・副市長

危機管理監・経営企画部長・総務部長・福祉サービス部長・健康こども部長

環境経済部長・都市部長・水道事業センター長・会計管理者・教育長・教育部長

消防長・議会事務局長

新総合計画策定委員会（※ 2）

副市長・経営企画部長

経営企画部次長・総務部次長・福祉サービス部次長・健康こども部次長

環境経済部次長・都市部次長・教育部次長・消防本部次長・選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長・農業委員会事務局長

政策班会議（※ 3）

経営企画部次長

危機管理室

経営企画部

政策推進課・秘書広報課・財政課・管財課・契約課・情報推進課

総務部

総務課・自治振興課・行革推進課・人事課・課税課・収税課

窓口サービス課

福祉サービス部

福祉政策課・生活支援課・高齢者支援課・障害者支援課

健康こども部

こども保育課・家庭支援課・健康増進課・国保年金課

環境経済部

環境政策課・廃棄物対策課・産業振興課・クリーンセンター

都市部

都市計画課・道路管理課・道路建設課・建築課・都市整備課

下水道課

水道事業センター

業務課・工務課

教育部

教育総務課・学務課・指導課・社会教育課・スポーツ振興課

四街道公民館・図書館・青少年育成センター

消防本部

総務課・予防課・警防課・消防署

会計課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

専門部会（※ 4）

任意設置